農業用機械施設の補助対象範囲の基準について

5 7 農 蚕 第 2 5 0 3 号 昭 和 5 7 年 4 月 5 日 農林水産省構造改善局長農林水産省農蚕園芸局長農林水産省食品流通局長、株、野、庁、長

改正 昭和60年4月 5日60農蚕第 1949号 改正 昭和61年4月 4日61農蚕第 1950号 改正 昭和62年5月20日62農蚕第 2838号 改正 昭和63年4月 7日63農蚕第 2012号 改正 平成元年5月29日元農蚕第 2635号 改正 平成 2年6月 7日 2農蚕第 2245号 改正 平成 4年4月 9日 4農蚕第 2438号 改正 平成 5年4月 1日 5農蚕第 2394号 改正 平成 6年4月 1日 6農蚕第 1403号 改正 平成 7年4月 1日 7農蚕第 1233号 改正 平成 8年4月 1日 8農産第 1424号 改正 平成 9年4月 1日 9農産第 1401号 改正 平成11年4月 1日11農産第 915号 改正 平成12年4月 1日12農産第 1444号 改正 平成13年4月 1日12生産第 2162号 改正 平成14年4月 1日13生産第10278号 改正 平成15年4月11日15生産第 133号 改正 平成16年3月19日15生産第 8017号 改正 平成16年4月 1日15生産第 8154号 改正 平成17年4月 1日16牛産第 8146号 改正 平成18年3月31日17生産第 8314号 最終改正 平成19年3月30日18生産第 9049号

農業用機械施設補助については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「次官通知」という。)により、補助対象とする範囲の基準が示されたところであるが、同通知の1の「別に定める共同利用機械」、2の「別に定める共同利用施設」については、下記のとおりとしたので、通知する。

なお、貴局管内の都府県知事には、貴職から通知されたい。

記

1 次官通知の記の1の「別に定める共同利用機械」について

次官通知の記の1において補助対象となる「別に定める共同利用機械」は、対象作物、対象地域ごとに別表第1に掲げるとおりとする。

ただし、上記にかかわらず、農産物自由化関連対策等に係る共同利用機械にあっては、別表第1に掲げるもののほか、次のものを補助対象とする。

- (1)強い農業づくり交付金及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
 - ア かんしょ掘取機
 - イ かんしょつるきり機
 - ウ ポテトプランター
 - エ 雑豆用コンバイン
 - オ 播種マルチ同時作業機(落花生の播種用に限る。)
 - 力 落花生収穫機
 - キ こんにゃくいも植付機
 - ク 走行式動力噴霧機(こんにゃくいも用に限る。)
 - ケ 弾丸暗渠機
 - コ ディッチャー
 - サ テッダーレーキ (北海道にあっては乗用トラクター用で、作業幅2.4メートル以上のチェーン型のもの、都府県にあっては乗用トラクター用で作業幅3.3メートル以上のロータリー型のもの以外のものに限る。)
 - シ ヘーレーキ (北海道にあっては乗用トラクター用で、作業幅4.0メートル以上のフィンガーホイル型のもの、都府県にあっては乗用トラクター用のものに限る。)
 - ス 地域提案として、地域が掲げる目標達成のために必要と認められる機械 ただし、アから力まで並びにケ及びコに掲げる機械については、雑豆、落花生、 いも類、かんきつ、りんご、ぶどう及びももを対象とした場合に限る。
- (2)強い農業づくり交付金

集落営農育成・確保緊急整備支援の取組を行う期間に限り、当該取組において事業実施主体が策定した「農業用機械の整理合理化計画」により導入することとされた農業用機械であって、農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)第5条の3第1項の導入計画になり導入を促進することとされた特定高性能農業用機械

- (3) 食の安全・安心確保交付金及び地域パイオマス利活用交付金 地域提案として、地域が掲げる目標達成のために必要と認められる機械
- (4)農業・食品産業競争力強化支援事業
 - ア 未来志向型技術革新対策事業
 - (ア)新需要創造対策事業

事業実施主体が掲げる目標達成のために必要と認める機械

(イ)技術革新波及対策事業

- a 国提案型
 - 対象事業ごとに別表第2に掲げる機械
- b 産地提案型
 - 産地が掲げる目標達成のために必要と認める機械
- イ 広域連携アグリビジネスモデル支援事業
 - 1の(1)のアからシまでの機械

ただし、アからカまで並びにケ及びコに掲げる機械については、雑豆、落花生、いも類、かんきつ、りんご、ぶどう及びももを対象とした場合に限る。

なお、格納庫については、補助対象機械を収容し、かつ、当該機械と併せて設置する場合に限り補助対象とする。この場合、補助対象に係る床面積規模は、補助対象機械の大きさ及び台数からみて合理的なものであるとともに、設置場所の立地条件等からみて、通路等の関連空間及び設置空間が適正に確保されているものとする。

2 次官通知の記の2の「別に定める共同利用施設」について

次官通知の記の2において補助対象となる「別に定める共同利用施設」は、次のア 及びイに掲げるとおりとする。

- ア 別表第3に掲げる共同利用施設
- イ 農業・食品産業競争力強化支援事業の未来志向型技術革新対策事業の新需要創造対策事業及び技術革新波及対策事業の産地提案型にあっては、目標達成のために必要と認める施設

別表第1

	対象作目等					和	H	麦	類	豆	類
農	業用機材	戒の種	類	対象均	也域	北 海 道	都 府 県	北海道	都府県	北海道	都 府 県
播	種、	定	植	用機	械	=	情を有し、乗用で、6 5。) 最合作業機を含み、出 5ための播種深度の調		E有するもの 国1.4m以上	=	起及び砕土機能を有するもの のものに限る。)
収	穫、	調	製	用機	械					豆用ピッカーローダー	
防	除	用	機	械	等	等生育期間中の管理代、田植作業アタッチンものに限る。) レーザー式均平作業校整地作業機を含み、し	乗用型で、防除、施肥 業機能を有し、かつ メントの装着が可能な と、土層改良、耕うん ・・ザー光線の受光に メロして作業機を昇降 ものに限る。)	で、中耕・培ニ	7ル(乗用型 上、防除等生 理作業能力を	弾丸暗きょ機(複合作業権 栽培管理ビークル(乗用型 育期間中の管理作業能力を	型で、中耕・培土、防除等生

- (注) 1) 印の農業用機械については、都道府県段階の土地利用型農作物生産性向上指針等の生産性水準の目標に即して効率的な生産単位を育成する場合に 限り補助対象とする。
 - 2) 印の農業用機械については、関係機関の濃密な指導の下に、当該機械を導入することにより、先進的技術の普及の拠点となる先導的なモデル 地区を育成する場合に限り補助対象とする。
 - 3) 複合作業機とは、2以上の作業を1作業工程で行うことが可能な作業機をいう。

対象作目等	いも類	て ん 菜	特産	農作物
農業用機械の種類対象地域	北海道都府県	北海道	北 海 道	都 府 県
播種、定植用機械		てん菜移植機(苗選別装置付きの複合作業機を含み、乗用トラクター用で4条植(傾斜畑のため4条植以上の作業が著しく困難な地域にあっては、2条植)以上のものに限る。)		い等の植付機(複合作業機 を含み、乗用トラクター用 又は自走式で、6条植以上 のものに限る。)
収穫、調製用機械	ポテトハーベスター(ピックアップ型又は フロアコンベア型の乗用トラクター用又は 自走式のものに限る。)	ビートハーベスター (タッパー付きに限る。)	そばの収穫機(乗用トラクター用又は自走式のものに限る。ただし、ハーベスターを除く。)	(乗用トラクター用又は自
防除用機械等	ベッドフォーマ(乗用トラクター用又は、 自走式のものに限る。) セパレータ(乗用トラクター用又は、自走 式のものに限る。)			茶複合管理機(乗用又は自 走式のものに限る。)

対象作目等	果樹・花き	桑	野	菜
農業用機械の種類 対象地域	北海道都府県	都 府 県	北海道	都 府 県
播種、定植用機械			野菜全自動移植機 にんにく植付機	
収穫、調製用機械	収穫作業機(振動式収穫作業機及び花き球根掘取機を除き、収容装置付きで、乗用トラクター用又は自走式のものに限る。)	桑収穫機(乗用のものに限る。)	除く。)にんじん収穫機(収容装置る。)だいこん収穫機(挟持搬送一用又は自走式のものに開発では、 結球性葉菜類収穫機(収容・ 一用又は自走式のものに関係がある。) にははは、 にはは、 にはは、 には、 には、 には、 には、	容装置付きで、乗用トラクタ 限る。) 装置付きで、乗用トラクター る。) &装置(フォークリフト機能
	傾斜地用多目的管理機(自走式のもので、 防除機能を有し、かつその他の機能を2以 上有するものに限る。) 風筒式防除機(自走式又は搭載型のものに 限る) 無人作業機(自走式のものに限る。)		野菜残さ収集機 無人ヘリコプター 栽培管理ビークル	

	対象作目等						農作物	勿種子			飼料作物(野草及び農均	易副産物を含む。)
農	業用機	様板の	種類		対象	地域	北 海 道	都	府	県	北 海 道	都 府 県
播	種	` 7	定 植	直月	月	幾 械	稲、飼料作物及 生産用定植機 稲、大豆、飼料 の種子生産用播	乍物及で			のものに限る。)	
ЧХ	穫	, iii	周	段月	月 · 梼	幾 械	稲、麦類、大豆、 及び馬鈴しょの 機械 飼料作物の種子	重子生產	産用し	収穫用	11. 1	ディショナー (乗用トラクター用又は 自走式で、作業幅1.6メートル以上の ものに限る。) フォレージハーベスター (乗用トラク ター用又は自走式のものに限る。) テッダーレーキ (乗用トラクター用 で、作業幅3.3メートル以上のロータ リー型のものに限る。)
防	除	Æ] ;	機	械	等	走行式動力噴霧 豆、雑穀及び馬 う 馬鈴しょ用茎葉 クター用又は自 。)	冷しょ月 処理機	用を原 (乗	除く。 用トラ	梱包解体機、運搬機(積載量1.5トン以下のロード 梱包格納用機械 サイレージ取出機、積込機 稲わら収集機 アンモニア処理機 家畜ふん尿土壌還元用機械(乗用トラクター用又に	

	対象作目等		草地等の造成・改良	・整備、土壌・土層改良	家畜ふん尿の処理利用			
農業	美用機械の	種類	対象	地域	北海道	都 府 県	北 海 道	都 府 県
٢	ラ ク	タ	– თ	類		車輪型農用トラクター(おおむね60PS以上のものに限る。)		
					履帯型農用トラクター			
					ブルドーザー			
作	業	用	機	械	乗用トラクター用又は自走式の)下記の機械		収集、運搬、加工、散布、深耕 こついては、容量300リット
					深耕用機械		ル以上のものに限る。)	こういては、谷里300ケット
					心土破砕、石抜、抜根用機械 暗渠、明渠施工用機械 土壌改良用資材の収集、運搬			
					耕起、砕土、鎮圧、均平、砕	2石用機械		
					以上のものに限る。)	るみ、条播にあっては、12条播き)用に供する障害物除去、基盤修正		

- (注) 5) 印の農業用機械については、畜産施策を総合的に推進するための飼料作物を対象とした事業を行う場合に限り補助対象とする。
 - 6) 草地等の造成・改良・整備、土壌・土層改良用機械が補助対象とされるのは、これらの機械の事業主体及び管理主体が市町村、農業協同組合、公社 又は土地改良区である場合に限る。
 - 7) 草地等の造成・改良・整備、土壌・土層改良用機械には桑園改良整備用ルートレーキ、ディッチャー、ドレーナー、弾丸暗渠機、麦用ハンマーナイフモア及びレーキを、また、家畜ふん尿の処理利用機械にはフロントローダーを、それぞれ含まないものとする。ただし、畜産施策を総合的に推進するための事業を行う場合に限り、弾丸暗渠機、レーキ及びフロントローダーを補助対象とすることができるものとする。
 - 8) 本表の収集、運搬等の機械には汎用のあるトラック等は含まないものとする。
 - 9) 土壌改良用資材の運搬、散布用機械(堆きゅう肥の製造に係る原料の運搬に供するものを除く。)が補助対象とされるのは、これらの機械が飼料作物に係るものである場合に限る。

別表第2

対象事業	米限界生産費追求モデル産地形成事業	次世代大規模管理システム実用化事業	施設園芸脱石油イノベーション推進事業
補助対象農業機械	レーザー均平式作業機 栽培管理ビークル(乗用型であって、防除、 施肥等生育期間中の管理作業機能を有するも のに限る。) 普通型コンバイン(複数作物の収穫機能を 有するものに限る。)	無人ヘリコプター 自脱型コンバイン(収穫物の生体量測定及び 品質分析の機能を有するものに限る。)	農産物の運搬を目的とする電動の運搬車

対象事業	野菜低コスト供給パートナーシップ事業
補助対象農業機械	ロータリー(耕うん及び畝立てを同時に行う ものに限る。) 畝立同時施肥機 追従型野菜運搬機

別表第3

農業用施設の種類	補 助 対 象
温室 (ガラス室及びプラスチックハウス)	育苗用の共同利用温室 省エネルギーモデル温室(太陽熱、地熱水等の石油代替エネルギー利用型の共同利用温室に限る。)
	周年栽培用高温抑制型温室(新規就農者に対するリース用施設に限る。)
	低コスト耐候性ハウス
畜 舎	肉用牛経営及び養豚経営のための共同利用畜舎 酪農営農において飼養管理作業の省力化を行うのに必要な共同利用フリーストール牛舎及び共同利用ミルキングパーラー 畜産環境保全のための集団的経営移転を行うのに必要な共同利用畜舎 養鶏経営において防疫体制の強化を行うのに必要な共同利用ウインドレス鶏舎
サ イ ロ (スチールサイロを除く。)	肉用牛経営のための共同利用サイロ 畜産環境保全のための集団的経営移転を行うのに必要な共同利用サイロ 飼料給与に関する新技術(麦を主体としたホールクロップサイレージの給与体系、コンプリートフィードの給与体系、 ステージフィーディングの給与体系その他これに類する新技術をいう。)の実験展示のための共同利用サイロ
蚕 室	稚蚕共同飼育用蚕室(共同催青に係る施設を含む。) 自動飼育装置を装備したモデル共同利用壮蚕用蚕室(自動給桑装置を有するものに限る。)

- (注)1 本表の「共同利用」には、施設を分散して設置し、農業者が個別に利用するものを含まないものとする。
 - 2 印の農業用施設については、新規就農者(「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」(平成7年法律第2号)に基づく認定就農者等)に対しリースすることを目的として、農業協同組合(農業協同組合連合会を含む。)及び市町村、公社等の公的主体に整備する場合に限定するものとし、夏期における温室内気温の上昇を抑制しうる構造を有することにより周年的な栽培を可能とする軒高3.5m以上の大容積温室又は床面積に対する屋根面開口部面積が80%以上の開放型温室であり、5年以上の長期展張性被覆資材を利用したものとする。
 - 3 印の農業用施設については、耐風速50m/s(ただし、過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間 風速を耐風速値とすることができる。)以上又は耐雪荷重50kg/m³以上の強度を有し、プラスチックフィルムを被覆資材とした共同で利用するハウスとし、 かつ、設置コストが同規模、同強度の鉄骨ハウスの7割以下のものに限る。

附則 この通知は、平成19年4月1日から施行する。